

2026年2月9日

吸収分割に係る事前備置書面

(分割会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書面)

(承継会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前備置書面)

(分割会社) 東京都中央区佃二丁目1番6号
三井住友建設株式会社
代表取締役社長 柴田 敏雄

(承継会社) 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
インフロニア・ホールディングス株式会社
代表執行役社長 岐部 一誠

三井住友建設株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びインフロニア・ホールディングス株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2026年1月29日付けで吸収分割契約を締結し、2026年3月11日（以下「効力発生日」といいます。）をもって、分割会社発行に係る社債の管理事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を決定いたしました。

なお、本吸収分割は、分割会社においては、会社法第784条第1項に規定する略式分割、承継会社においては、会社法第796条第2項に規定する簡易分割に該当するため、株主総会の承認を経ずに本吸収分割を決定しております。

記

1 吸収分割契約書

別紙1記載のとおりです。

2 分割対価の定め相当性等に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社は分割会社に対して、株式その他の金銭等の交付を行いませんが、分割会社が承継会社の完全子会社であること、及び本吸収分割によって承継会社が分割会社から承継する資産と負債の額が同額であることに照らして相当であると判断しております。

3 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5 分割会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

承継会社は、2025年8月6日から2025年9月18日まで分割会社株式を対象とする公開買付けを行い、その結果、2025年9月26日の決済開始日をもって、分割会社株式 126,464,523 株 (分割会社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合: 80.61%) を保有するに至りました。その後、分割会社は、2025年12月19日をもって上場廃止となりました。

また、2025年12月23日、分割会社株式 50,000,000 株を1株とする株式併合により、分割会社の発行済株式総数は3株となり、分割会社は、承継会社の完全子会社となりました。

6 承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

承継会社は、2025年8月6日から2025年9月18日まで分割会社株式を対象とする公開買付けを行い、その結果、2025年9月26日の決済開始日をもって、分割会社株式 126,464,523 を保有するに至りました。

その後、2025年12月23日を効力発生日とする、分割会社の株式併合により、承継会社は、分割会社の完全親会社となりました。

7 効力発生日後の分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 分割会社

分割会社の2025年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っており、分割会社において、同日から本吸収分割の効力発生時までには債務の履行に支障を及ぼすような事象は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本吸収分割の効力発生後の分割会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本吸収分割の効力発生日以後の分割会社の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における分割会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 承継会社

承継会社の2025年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っており、承継会社において、同日から本吸収分割の効力発生時までには債務の履行に支障を及ぼすような事象は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本吸収分割の効力発生後の承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本吸収分割の効力発生以後の承継会社の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における承継会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上



吸収分割契約書

三井住友建設株式会社（以下「甲」という。）とインフロニア・ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、甲発行に係る社債の管理事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割により、本事業に関して有する本権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第 5 条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商 号：三井住友建設株式会社

住 所：東京都中央区佃二丁目 1 番 6 号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商 号：インフロニア・ホールディングス株式会社

住 所：東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号

第 3 条（承継する権利義務）

1. 乙は、本分割により、甲から以下に掲げる資産、債務その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）を承継するものとし、本権利義務以外の権利義務は承継しない。

(1) 資産

(ア) ①本効力発生日における別紙 1 に記載する社債の元本債務及び当該元本債務について本効力発生日までに発生する未払利息債務（日割り計算とする。）の合計額から②当該社債に係る財務代理人契約に基づき支払った社債代理人に対する社債代理人手数料のうち、本効力発生日において前払費用として計上されることとなる金額を控除した金額に相当する金銭。

(イ) 別紙 1 に記載する社債に係る財務代理人契約に基づき支払った社債代理人に対する社債代理人手数料のうち、本効力発生日において計上されることとなる前払費用

(2) 債務

本効力発生日における別紙 1 に記載する社債の元本債務及び当該元本債務について本効力発生日までに発生する未払利息債務（日割り計算とする。）

(3) その他の権利義務

本事業に付随関連する契約上の地位及び権利義務の一切

2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第4条 (分割対価の交付)

乙は、本分割に際して、甲に対して一切の対価を支払わない。

第5条 (効力発生日)

本分割がその効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という。) は、2026年3月11日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条 (分割承認決議等)

1. 甲は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本分割を行う。
3. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、取締役会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第7条 (善管注意義務)

甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の書面による承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第8条 (費用・公租公課)

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第9条 (本契約の変更、解除及び終了)

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除する

ことができる。

2. 本契約は、効力発生日 (第5条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。) までに第6条第3項に掲げる取締役会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

2026年1月29日

(甲) 東京都中央区佃二丁目1番6号

三井住友建設株式会社

代表取締役社長 柴田 敏雄



(乙) 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

インフロニア・ホールディングス株式会社

代表執行役社長 岐部 一誠



別紙1 社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	償還期限	利率	担保	残高※ (百万円)
三井住友建設(株)	第2回無担保社債	2022.6.14	2027.6.14	年0.52%	なし	5,000
合計	—	—	—	—	—	5,000

※2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した残高。

以上

